

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当社では、社員が仕事と家庭の両立支援の更なる充実を図ることで、社員全員が自らの能力を發揮できるよう雇用環境を整備するとともに、次世代育成支援対策に取り組んでいくため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成 25 年 4 月 23 日～平成 28 年 4 月 22 日までの 3 年間

2、内 容

①育児休業復帰社員を対象とする教育訓練制度の実施。

<目標達成のための対策>

- ・育児休業を取得した社員への教育訓練を引き続き実施する。

②育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇など諸制度の通知と利用促進。

<目標達成のための対策>

- ・制度の理解促進のため、該当者及び社内に通知する。
- ・特に管理職に対しては、セミナー時に労務管理についての研修も併せて実施する。

③若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進

<目標達成のための対策>

- ・北上市内外の高校生を対象に、インターンシップを引き続き実施する。